各词	連結法人の外国税額の控除に関	す	る明細書		連事年	結業度			法人名	()
当	期の個別控除対象外国法人税額	円				区 分				国外所得対応分①	①のうち非課税所得分 ②	
(別俵六(二の二)「21」)		1			国夕	トの 旨	当期利益ご	又は当期欠	:損の額	15	円	円
	当期の連結控除限度額			1		納付	した個別控 (別表六	除対象外国 (二の二)「7	法人税額	16		
	(別表六の二(二)「11」)	2				交際	費等の損金	不算入額の個	別帰属額	17		
当			= 7	当		貸	到 引 当	金の戻	入額	18		
期の	当 (45)	3			加					19		
連	期		其	明						20		
治結	の連結国外所得の金額	4	O.	2						21		
控	(別表六の二(二)「8」)	•								22		
除	別事件見り取得り類		促	固						23		
限	連結 国外所得金額 (別表六の二(二)「10」)	5								24		
度	外		另							25		
個	$(5) \times \frac{(6)}{(4)}$	6			算					26		
別			国	E						27		
帰										28		
属	額 個 別 国 外 所 待 金 額 ((3)と(6)のうち少ない金額)	別 国 外 所 得 金 額 7		29								
額						貸	到 引 当	金の繰	: 入額	30		
0)		8		斤						31		
計	「日産相仏人の人の人の人の日日)			旦	減					32		
算	連結控除限度個別帰属額		17	ज						33		
	$(2) \times \frac{(7)}{(8)}$	9 34										
										35		
当	法第81条の15第1項により控除で きる金額	10	金	定						36		
期に	((1)と(9)のうち少ない金額)									37		
控	[[[]] [] [] [] [] [] [] [] [頁						38		
除で	きる金額 (別表六(三)「29の②」)	11			算 -					39		
きる			0,							40		
金	法第81条の15第3項により控除で きる金額 (別表六(三)「33の②」)	12								41		
額の	(別衣八三)「330八〇」)		計	† -			小	計		42		
計 算	計 (10) + (11) + (12)	13	第	章			仮 (15) + (2	計 9) — (42)		43		
	(10) + (11) + (12)			ŀ	非言	課移		所得の哲	空除額	44		
個	別 帰 属 額						(43のQ	$)) \times \frac{5}{6}$		-14		
旧	加 /	14			個	別	国外原(43)-	所得の- (44)	金 額	45		
							\\/	*- **				

別表六の二(二)付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が法第81条の15 (連結事業年度における外国税額の控除)又は措置法第68条の91 (特定外国子会社等に係る外国税額の控除)若しくは第68条の93の3 (特定外国法人に係る外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。
- 2 「当期の個別控除対象外国法人税額1」及び「納付した個別控除対象外国法人税額16」の各欄には、それぞれ、その連結法人に係る別表六(二の二)の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額21」及び「納付した控除対象外国法人税額計又は個別控除対象外国法人税額計7」の金額を記載します。
- 3 「法第81条の15第2項により控除できる金額11」及び 「法第81条の15第3項により控除できる金額12」の各欄 には、それぞれ、その連結法人に係る別表六回の「29 の②」及び「33の②」の金額を記載します。
- 4 「当期の個別国外所得の金額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「国外の当期利益又は当期欠損の額15」には、その 連結法人が当期利益又は当期欠損の額のうち国外の 利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。 なお、その計算の明細を記載した書類をこの明細書 に添付してください。
 - (2) 「加算」及び「減算」の各欄には、「国外の当期利益又は当期欠損の額15」に記載された金額が個別国外所得の金額と異なる場合に、その調整をするため、別

表四の二付表の記載に準じて記載します。

なお、ここでいう個別国外所得の金額とは、令第155 条の28第3項本文(連結国外所得金額)に規定する 連結国外所得金額のうち各連結法人に帰せられる金 額をいいますが、その計算の基礎となる連結国外所得 金額の計算に当たっては、次の点に御注意ください。

- イ 措置法第68条の90第1項又は第4項《連結法人 に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の 益金算入》の規定により益金の額に算入された金 額(特定外国子会社等の本店又は主たる事務所の 所在する国又は地域が、その特定外国子会社等の 所得に対して外国法人税を課さない国又は地域で ある場合は、益金の額に算入された金額の6分の 1)及び措置法第68条の91第1項の規定により連 結法人が納付する個別控除対象外国法人税額とみ
- ロ 措置法令第39条の118第11項《特定外国子会社等 に係る個別控除対象外国法人税額の損金算入》の 規定により損金の額に算入する金額は、その連結 事業年度における連結国外所得の金額の計算上も 損金の額とします。

なされる金額は、その連結事業年度における連結

国外所得の金額の計算上、益金の額とします。

(3) 「①のうち非課税所得分②」の各欄は、令第155条 の28第3項《連結控除限度額の計算》に規定する外 国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金 額がある場合に記載します。